平成２１年（フ）第１７９６号
大阪市淀川区加島３丁目１番34号　ライムライト202号
債務者　宮本日こと　金　　日煥
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１１９号
大阪府高槻市富田町４丁目７番28号
債務者　今嶋　眞理
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２２３８号
大阪市城東区諏訪２丁目11番４号
債務者　池田　正伸
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２４４６号
大阪市都島区毛馬町５丁目３番９―505号
債務者　森田　真澄
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５５７号
大阪府東大阪市吉田２丁目４番39号サンハウス花園106号、旧住所大阪府東大阪市若江北町３丁目10番28号
債務者　川上　妙子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２６９６号
大阪市都島区都島中通２丁目３番13号　有楽荘25号
債務者　本浪　寛治
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９０４号
大阪府豊中市稲津町２丁目18番２―102号
債務者　戸越　昇子（旧姓鶴丸）
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３２６号
大阪府八尾市上之島町南３丁目61番地
債務者　小西　美和
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３７７号
大阪市旭区中宮１丁目３番１号
債務者　西尾　　洋
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４３５号
大阪府東大阪市岩田町５丁目13番17号
債務者　髙谷　武邦
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４５０号
大阪市生野区小路１丁目11番16号　ウエンズ今里301
債務者　亀井　繁定
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５１８号
大阪府門真市常盤町25番28号
債務者　犬伏　雅也
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５２５号
大阪市浪速区敷津西２丁目14番17号　シティＫＹ　502号
債務者　松本　　博
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５５３号
大阪市淀川区西宮原２丁目６番16―340号
債務者　岩越　已由
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６０６号
大阪市住吉区苅田７丁目７番５号　第二西村マンション303号
債務者　四宮　典子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６３７号
大阪市東淀川区大桐２丁目20番17号　ムーンライト大桐302号
債務者　荒川　敏明
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３７３３号
大阪府豊中市二葉町２丁目１番31号
債務者　池田　武男
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０８０号
大阪市福島区野田６丁目４番22号　南マンション３Ｆ
債務者　寺西　浩子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部